

## 茅ヶ崎市優良建設工事表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市が発注した工事を施工したもののうち、他の模範となる優秀な工事を表彰するために必要な事項を定めることにより、その技術及び意欲向上を図り、もって本市における工事の品質向上及び適正な施工に資することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 優良建設工事表彰は、前年度に完成した工事で、契約金額が500万円以上、かつ、工事成績評定点の合計点が80点以上の工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事を対象とする。

- (1) 優れた現場管理や施工技術を有し、適正な工程管理に基づき施工された工事で、その出来栄が特に優れていると認められるもの
- (2) 著しく困難な条件を克服し、完成したもの
- (3) その他市長が特に認めるもの

2 優良建設工事のうち、特に他の模範となる工事について最優秀建設工事を選定することができる。

### (欠格要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 表彰日の前年度4月1日から表彰日までの間に、茅ヶ崎市指名停止等措置基準に基づく指名停止等の措置を受けた事業者が施工したもの
- (2) その他表彰することが特に不相当と認められるもの

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

2 最優秀建設工事表彰には副賞を添えることができる。

### (推薦の手続き)

第5条 工事主管課長は、第2条第1項各号のいずれかに該当し、表彰にふさわしい工事を推薦するときは、推薦書を次条第1項に規定する選考会議の会長へ提出するものとする。

### (優良建設工事選考会議)

第6条 表彰工事を選定するため、優良建設工事選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議は、推薦書により優良建設工事及び最優秀建設工事を選定する。

- 3 選考会議は、会長及び委員をもって構成する。
- 4 会長及び委員は別表の者をもって充てる。
- 5 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 会長は、選考会議を招集し、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に選考会議への出席を求めることができる。

(被表彰者の決定)

第7条 市長は、選考会議の結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の回数)

第8条 表彰は、原則として毎年度1回行うものとする。

(庶務)

第9条 表彰に関する庶務は、契約検査課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

会長 主管の副市長

委員 他の副市長 総務部長 企画部長 財務部長 経済部長 都市部長 建設部長

下水道河川部長 教育総務部長